

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるの？

例 1) がん末期により身の回りの動作などが自分ひとりではできません。独り暮らしですが自宅で過ごせるのでしょうか？

介護が必要になったから独り暮らしが無理というのではなく、社会保障制度を上手に利用すると少しでも長く安心した自宅生活をおくることができます。

介護保険制度で、要介護度に応じて車椅子や電動ベッドなどのレンタル、ポータブルトイレや入浴用椅子などの福祉用具の購入が利用できます。身体の介護や必要な部分で掃除や洗濯、炊事や買い物などの訪問介護（ホームヘルプサービス）が利用できます。また医療保険制度で、医師による自宅診察の訪問診療や往診も利用できます。がん末期などの場合は訪問看護による病状確認や痛みへの相談、医療機器使用や管理方法の相談などについても利用できます。

例 2) 40歳代夫婦 妻が脳血管疾患（くも膜下出血）の後遺症で要介護5と認定され介護が必要になりました。夫は仕事を続けられるのですか？

日中のサービスと夜間のサービスなどを上手に組み合わせて利用することができますので、夫が妻の介護のために仕事を辞めなくても大丈夫かと思えます。

日中は通所介護（デイサービス）や訪問介護など、また夜間でも訪問介護などは利用できます。

介護申請する際はお近くのケアマネジャーなどまでご相談ください！

介護申請や介護についてのご相談はお近くのケアマネジャー・居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、区役所・地区健康福祉ステーションの担当窓口までお気軽にご相談ください。相談料は無料です。

※この広報誌は介護保険制度に関して解説しています

■川崎市介護支援専門員連絡会（川崎市ケアマネ連絡会）とは・・・

川崎市内のケアマネジャー、約500人で構成される任意団体です。

本会は川崎市、川崎市社会福祉協議会などさまざまな団体との連携や研修事業を通じてケアマネジャーの資質の向上を図っています。



「ケアマネ連絡会」マークは
会員ケアマネジャーであることの証です

※本会ロゴマークは、左側はケアマネジャー頭文字「C」を、右側は地域包括支援センターの「支」がデザインされています

発行／平成23年12月

作成／川崎市介護支援専門員連絡会 広報部会

〒211-0053 川崎市中原区上小田中3-22-10 杉浦ビル3階 電話 044 (872) 8372

URL: <http://www.kawasaki-caremane.jp>

印刷／marutex

FAX 044 (872) 8374



※無断転載を禁ず